

平成21年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年12月17日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	12月17日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	伊 藤 俊 一
	3 番	山 田 邦 夫	4 番	米 野 秀 雄
	5 番	高 阪 康 彦	6 番	林 英 子
	7 番	小 原 喜 一 郎	8 番	中 村 英 子
	9 番	黒 川 勝 好	10 番	菊 地 久
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	山 田 乙 三
	13 番	伊 藤 正 昇	14 番	奥 田 信 宏
	15 番	猪 俣 二 郎	16 番	大 原 龍 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘	企画情報 課 長	鈴木 智久
		税務課長	長尾 彰夫	収納課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保険医療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初	高齢介護 課 長	佐藤 一夫
		福 祉 ・ 児童課長	鈴木 利彦		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課 長	西川 和彦	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		都市計画 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治	消防本部 総務課長	浅野 睦
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹
生涯学習 課 長		川合 保			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 滞納対策特別委員会の中間報告
- 日程第2 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第3 議案第94号 蟹江町学校 I C T 環境整備事業（デジタルテレビ・電子黒板機能付デジタルテレビ）購入契約の締結について
- 日程第4 議案第95号 蟹江町学校 I C T 環境整備事業（教育用・校務用ノートパソコン）購入契約の締結について
- 日程第5 議案第96号 蟹江町学校 I C T 環境整備事業（校内 L A N ・アンテナ整備）工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第81号 蟹江町公告式条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第82号 蟹江町表彰条例の一部改正について
- 日程第8 議案第83号 蟹江町豊台団地下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第84号 蟹江町豊台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第86号 姉妹都市提携について
- 日程第11 議案第87号 海部地区広域行政圏協議会の廃止について
- 日程第12 議案第88号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第13 議案第89号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第90号 平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第91号 平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第92号 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第93号 平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第97号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出について
- 日程第19 議案第98号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について
- 日程第20 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第21 議案第94号 蟹江町学校 I C T 環境整備事業（デジタルテレビ、電子黒板機能付デジタルテレビ）購入契約の締結について
- 追加日程第22 議案第95号 蟹江町学校 I C T 環境整備事業（教育用・校務用ノートパソコン）

ン) 購入契約の締結について

追加日程第23 議案第96号 蟹江町学校 I C T 環境整備事業 (校内 L A N ・ アンテナ整備) 工事請負契約の締結について

○議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、平成21年第4回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に滞納対策特別委員会中間報告書、議員派遣について、意見書提出議案、総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会の審査報告書、議会運営委員会報告書が配付してあります。また、追加議案の資料として、平成21年第4回臨時議会及び第3回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ここで石垣教育長より、蟹江中学校バトントワーリング全国大会出場の結果報告と小・中学校の新型インフルエンザ感染状況の報告の申し出がありましたので、許可をいたします。

○教育長 石垣武雄君

報告した。

○議長 大原龍彦君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長 大原龍彦君

ここで、12月15日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る15日の一般質問終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告をいたします。

最初に、意見書の取り扱いについてであります。

9月定例会におきまして継続審議となっておりました意見書1件及び9月定例会以降に提出されました意見書14件の取り扱いを協議いたしましたところ、アの学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書、イ、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書、以上2件につきましては、全会派の賛同が得られましたので、本定例会で採択することになりました。

次に、アからコの10件につきましては、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。アからコにつきましては、お目通しのほどをお願いを申し上げます。

最後に、アの後期高齢者医療制度の廃止及び国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書、イ、細菌性髄膜炎の予防に関するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化と安定供給を求める意見書、ウ、安心して子育てできる制度の確立を求める意見書、以上3件は継続審議となりましたので、よろしく願いをいたします。

次に、平成22年第1回（3月）定例会の日程についてでございます。

日程は、別添のとおりでございますので、お目通しのほどをよろしく願いを申し上げます。

最後に、3番でございます。議員派遣についてであります。

来年2月2日に海部東部議長会と海部南部議長会とで合同研修会を実施することになりましたので、議員派遣につきまして本日の冒頭に追加することになりました。

以上、ご報告を申し上げます。よろしく願いをいたします。

（9番議員降壇）

○議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 大原龍彦君

日程第1 「滞納対策特別委員会の中間報告」を求めます。

滞納対策特別委員長 菊地 久君、ご登壇ください。

（10番議員登壇）

○滞納対策特別委員長 菊地 久君

お許しを得ましたので、滞納対策特別委員会調査結果の中間報告をさせていただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

滞納対策特別委員会調査結果中間報告書。

本委員会は、滞納対策に関する諸問題について必要な調査を行うため、平成21年第2回臨時会において設置されて以来、今日まで具体的な滞納対策について調査研究を行ってきたので、これまでの調査の経過及び内容を、蟹江町議会会議規則第47条第2項の規定により次のとおり報告する。

2ページを見てください。

この報告書の目次でございます。

1番目、中間報告にあたって、2、委員会の開催状況と内容、3、調査の内容、4、先進地視察報告、5、委員会の終結時期について、6、委員会での請求資料及び視察関係資料。

そこで、資料の問題でありますけれども、資料といたしまして、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6という形でつけ加えさせていただいております。ページ数も書

いてあります。

資料の1につきましては、町民税（個人・法人）及び固定資産税の滞納状況の一覧表であります。2番目、過去5年間（16年～20年度）の町税等不納欠損処分の一覧表です。3、県内市町村の町税収納状況一覧表（18・19年度）です。4、税務課の徴収手順及び収納課の収納手順であります。5番目、委員会からの質問事項に対する町の回答、資料5であります。先進地の視察関係資料が6番目で、これは知立市へ行ったときの中身が46ページから75ページにわたってつけ加えさせていただいておりますので、お願いを申し上げたいと思います。

では、3ページであります。

中間報告にあたって。

この滞納対策特別委員会は、19年度決算の監査委員の審査意見で非常に厳しく指摘されている多額の町税及び国民健康保険税の滞納額及び不納欠損処分類に対し、町のみならず我々住民の代表である町議会としても、これらの未収金に歯どめをかけるため、滞納対策について調査研究し、問題解決のための方向を示すとともに、町当局に対して、この問題解決のための積極的な取り組みの推移を促すことを目的とし、平成21年5月12日開催の第2回臨時会において議員発議による設置をされたものである。

ここに、これまでの委員会で調査した内容を次のとおり報告するものである。

ここで、委員会の開催状況と内容につきまして書いてございます。1回目から7回であります。この委員会におきましてどのようなテーマで委員会をやったのか、簡単に要点だけ申し上げたいと思います。

調査の内容です。

第1回目が6月9日に開催されまして、ここでこれからの調査の問題でございしますが、基本線を決めさせていただきました。1つとして、町の徴収体制の現状を把握すること。2、他の自治体の実態を把握すること。3、先進地を視察すること。4、最終的に滞納関係に関する条例制定まで視野に入れるかどうかを検討する。大体4本を柱にいたしまして、7回にわたって進めさせていただきました。

特に、2番目の町側の説明に対する委員の意見というのは、ここにアからカまで書いてありますけれども、委員の皆さんが言われたことをきちんと整理をされまして、事務局でこのように、こういう問題があった、こういう指摘があったという委員の意見を書いてございます。ぜひ、ご参照をしていただきたいと思いますというふうに思います。

途中でありますけれども、この中に書いてあるわけではありませんが、8月1日の議会だよりによりまして、このようにきちんと、町民の皆様方にも滞納対策特別委員会ができたということを周知徹底をさせていただいております。

言うまでもありませんけれども、特に今の問題といたしまして皆様方に申し上げたいのは、その中で県内61市町村の収納率の状況が説明をされておりました。本町の順位が左の表

がありますけれども、61市町村中59位と極めて低い位置になっており、町民税、固定資産税の滞納額が現在6億8,000万円、不納欠損処分が過去5年間で総額1億6,000万円に上るなど、実態が明らかにされております。

委員からは、徴収体制に問題がある。2番目、やる気が見られない、3番目、目標数値を決めるべき、4番目、不納欠損処分は町民に公表すべきである。大都市名古屋市は5位にランクされ努力されている。上位の市へ行って勉強すべきなどの厳しい意見が出された。今後は、上位の市の収納体制を把握するため、アンケート調査などを行うことになりました。

ということで、滞納対策特別委員会の内容等について町民の皆様方に見ていただいたということでもあります。

8ページでございますけれども、税務課の徴収手順及び収納課の収納手順についてということで、資料4に書いてありますので、読んでいただければありがたいと思います。

あと、それぞれ報告書に書いてございますので、ぜひご一読を願えればありがたいと思います。

23ページをめくってください。

23ページが7回目の委員会のときの議案でありますけれども、委員会の終結時期についてであります。きょうは中間報告でございますが、いつをもってこの委員会を終結をしたらいいんだろうかということでもありますけれども、1番目、12月議会で一定の体制について報告できるかどうかまだ疑問である。委員会のピリオドを打つには早計ではないか。2つ目、11月中に報告が出ていれば、その時点で委員会を開き、内容をチェックし、こちらの言うことも入れてもらい、最終的に12月議会で解散する方法も一つではないか。町側からの報告が出てくる時期により変わってくるのではないか。

これは、11月2日に6回目をやったときに、町長初め副町長、皆さんに来ていただきまして、14ページであります。知立市へ視察旅行へ行った後、町長の考え方、副町長、総務部次長、税務課長、収納課長の考え方が出されて、町はこのようにやっているということで一定の具体的なものが、次回までの間に出てくるかなど、そのときをもってどういうふうに判断し、どう集約しようかということで、そんな委員会の考え方がありましたけれども、まだ町側からは具体的にどういうふうにするということは出ておりませんでしたので、今日こういうことになっております。したがって、協議の結果、きちんとした収納体制が町側から報告されるまで、引き続き継続調査をする必要があると認めた。また、本12月定例会において中間報告を行うことになったということでありまして、あくまでも、きょうは中間報告でございます。

後ほどまた、3月ぐらいまでには町側の収納体制のあり方だとかいうような項目は、先ほど町長のほうから考え方が出されておりますので、まとまったものが出てまいりますので、それを私たち委員会が受けながら、それでよろしいのかどうなのか、これで十分なの

かどうなのか、または、先進地等々を視察をされた委員の皆さん方から、議会発議で条例案などをつくったらどうかとか、また、町側から出されるかもしれませんが、そういうような形をしまして、現在あります多額の滞納を何としてでも減らしていきたい。90. 幾らかの収納率ではいけませんので、1%、2%、3%と上げることによって滞納対策ができるのではないかということを思っている次第でございます。あくまでもきょうは中間報告でございますので、ぜひお読みをいただいて、皆さんと一緒に、貴重な税金を、理解をいただいて納税をしていただけるような、そんな方向で行政側も議会側も一丸となって、そして町民の皆さんのご理解をいただきながら前向きに努力をしていこうと、こういう考え方でございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、中間報告といたします。

どうもありがとうございます。

(10番議員降壇)

○議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

質疑、討論を省略して、委員長報告を終わります。

○議長 大原龍彦君

日程第2 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

お手元に配付の文書のとおり、平成22年2月2日、甚目寺町で開催予定の海部東部4町議会議員研修会に全議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の文書のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長 大原龍彦君

日程第3 議案第94号「蟹江町学校ICT環境整備事業（デジタルテレビ・電子黒板機能付デジタルテレビ）購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村でございます。

4点ほどお伺いしますので、お願いいたします。

まず、この事業に関連して、臨時交付金というのが一部来るということになっておりました。これは、今のご説明の文書ですと町の負担が軽減されますという表現だけでしたけれど

も、以前の議会に出された資料を見てみますと、この臨時交付金で該当する金額は約4,550万円というふうになっております。この4,550万円というのは、このまま臨時交付金として町に入ってくるのかどうか、まず、その1点であります。

それから、この情報通信整備は、当初の予定では1億1,100万円ぐらいの予算ではなかったのかというふうに思うんですが、間違っと思ったら申しわけない。ですが、今回の出てきた数字を、全部の議案に関係するので申しわけないんですけども、1億5,000万円ぐらいになっているのではないかというふうに思うんですけども、この膨張した部分に対して何も説明がないわけですが、これに対して、まずお伺いをいたしたいと思います。

それから、2点目ですけども、入札が不調になっております。ほとんどが辞退ということとで来ているわけですけども、この入札の不調ということについてどのような分析、考えたのか、それについてもお伺いをしたいと思います。この事業につきましては、よその町や市でも入札の不調ということをちらちら聞いておりますけれども、この入札の不調の原因についてをお伺いしたいと思います。

それから、3点目ですが、私は、けさの資料の請求といたしまして、議運のときに申し上げたのは、では、この中身が、デジタルテレビというのは一体どれぐらいの大きさのもので、単価が幾らなんだろうかと。それから、国のほうでも問題になっておりましたけれども、このデジタル電子黒板というものは1つどれぐらいの規模で、一体幾らするんだろうかというようなことについて資料を出していただきたいということをお願いしたんですけども、その資料は出ておりませんので、テレビは何インチのものをどれだけ買って、単価は幾らなんだと。それから、電子黒板なるものは一体幾らするものなのか、その単価について教えていただきたいというふうに思います。

4点ありましたけれども、とりあえず、その3点をお願いします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、臨時交付金の話でございます。臨時交付金につきましては、先ほどの一番最初の説明の中で「軽減される」という言葉を使わせていただきました。当初、私どもが臨時交付金として、今回町の全体として1億2,200万円というのが臨時交付金として来るということとでございますが、その交付金の4,550万3,000円というのが教育のほうに充てていただける数字ということで……

(「よくわからない。全体が少なくなったの」の声あり)

いや、これは変わりません。4,550万円を教育の今回のこの事業に充てさせていただくというのは変わらないということです。ということで、これはよろしいでしょうか。

それから、当初1億1,100万円というような数字で、1億5,000万円ぐらいになっているのではないかということです。これにつきましては、実は科目が違っておまして、1億1,100

万円というのは、このデジタルテレビと電子黒板の関係、それから教育用コンピューターと校務用コンピューター、その小・中学校の合算の金額が1億1,100万円という、そういう金額になります。それから、あと5,000万円については、小・中をあわせた校内LANとアンテナの工事をあわせると5,000万円となって、全体では1億6,000万円ぐらいの金額になると、そういうことでございます。わかりますでしょうか。

それから、入札が不調になったという理由でございます。

不調もさることながら、入札の辞退が今回多く出ております。議案第94号に限らず、ほかの3つの議案についても、すべて入札辞退が結構出ておりますので、そういうことで、各社のほうからの辞退届等も見させていただくと、その内容は、1つとしては、要は、積算が間に合わなかったということもあるし、今回作業要員の確保ができないというようなところもありました。それから、今回私どもが示す仕様書の要件が満たすことができないんだという、そういうこともございます。それから、一番なのは、多分納期までに間に合わないという、そういうこともあったのかもしれませんが。それから、今回講師として納入メーカーの専門員を派遣するよというということでお願いしておったんですが、その辺が手配できないという、そういうところも実はありました。

あと、デジタルテレビを購入するに当たって、実は、自主放送という、そういうソフトも今回考えておまして、学校のほうでは、今現在、アナログのテレビでもって一斉放送か何かができるわけなんです、そのデジタル版で、そういう自主放送のソフトを入れようとすると、その辺のソフトが、要は取り扱いができないという、そんなような業者も実はありました。そういうことで、入札辞退というのが今回ふえているのかというふうに思っております。

不調ということで、今回2回の入札で終わって、3回目については札が出せないということございまして、これは業者のほうにも聞きましたが、もうそこが精いっぱいのところであったという、そういう内容でございました。結果的には、最低業者でもってこちらのほうと再度交渉したところ、何とか私どもの予定価格内におさまったということで、今回は随意契約という格好で進めていけたらと、そんなふうに思っています。

それから、最後ですが、単価の話です。

単価については、実は、きのうそういうお話を聞いたものですから、そうやってやろうというふうには思いましたが、先ほど言いましたように、単にテレビを購入するだけのことでなかったものですから、単純には出てこないなということもあって、それでもって、そういう詳細なあれはちょっと難しいなと思ってやっていないですが……

(「大きさは」の声あり)

大きさは42型と50型。小学校の1、2年生に、実は天井につるものがあります。42型、結構大きなやつです。それは、後ろのほうからも当然見えるようにせなあかんものですから、

そのぐらいだと思います。あと50インチというのは、各学年に1台ずつ、学年のどこかの教室に納めることとなりますが、移動型のテレビを各学年に購入します。3年生以上の学年に50インチのテレビは学年ごとに1台と、そういう格好です。そういうことでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○8番 中村英子君

入札の不調ということについては、そんなに技術が要る、技術が会社によって違うような代物ではないのではないかと、まず、電子黒板について思うんです。デジタルテレビというのは、どこの量販店でも、どこの店でも売っておりますので、これは納入に関して問題があると思わないんです。電子黒板というのは特殊なものなので、これはメーカーも限られるだろうし、つくっている数も限られているから、これは特殊な納期、特殊な技術というものを必要とするものだな。しかし、これは全体で7台。でも、全国では、今この時期にみんな買いますので、だから、蟹江町で7台といえ、全国ではかなりすごいものにはなるというふうに思いますけれども、まず、この電子黒板をつくっているメーカーというのが限られていて、一斉にこれを納入というようにできないのか、扱う店舗はいろいろあると思うんですけれども、そういう問題があつて入札ということが不調になっているのか、そうでないのかもしれませんが、わかりませんけれども、そういうふうに私は思うわけです。

まず、この電子黒板のメーカーというのはどこのメーカーで、今単価がわからんという話がありましたけれども、これは単価がわからなくて見積もりをすることはできませんので、単価がわからんという話は、大体幾らということで積算をすることが、まずできないではないですか。それは積算の根拠というものがあるわけだから、積算の根拠というものをまず示してもらわないと、これは入札にかける以前の問題になるかと思しますので、積算の根拠で、単価は大体幾らなんだということを示していただかなければならないと思います。

それから、デジタルテレビの大きさですが、42インチと50インチというのは、非常に大きなテレビです。それで、42インチにいたしましても、高画質だとか高画質ではないだとか、いろいろ種類がありますので違いがあるんですけれども、どのクラスのものを入れているかわかりませんが、それも不明ですから、まず、積算の根拠、1台幾らなんだということを示していただきたいと。精読になっているなら後でやってもいいですので、出していただきたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

すみません、恐縮です。今は資料が手元にございませぬので、後ほどこちらの想定しているテレビとしてはこれだけの金額、大体これとこれで想定していた、それから、デジタルテレビについてはこういうテレビを想定していたということでまたご説明申し上げたいと思います。今は資料がありませんので、後ほどとさせていただきます。

○8番 中村英子君

これは精読になつとるんですけれども、そのとき言ってそのとき判断というのちょっと難しいので、今質問させてもらっているんですが、議運のときに、この単価について出してほしいという資料請求を、私は既に行っているんです。どういうふうに伝わっておったかわかりませんが、この3回のやりとりでは明らかにすることが難しいものですから、事務局から単価を言ってくれというふうに資料請求をさせていただいているんですけれども、それが出ないと、後で議決の前にこれを言っても中身がよくわからないので、早目にそれを言っていたらいいと思います。

それから、これは3つの議案が関係しておりますので言うんですが、パソコン、コンピューター、これもそうなんですけれども、単純に計算しますと、私が計算が間違っていないかと思いますが、これも単価を出してもらいたいと思うんですが、1台当たりが27万500円しておるんです。間違っておったら教えてください。税込みだと1台当たりが28万4,000円、これは単純に総額を購入する数で割っているだけなので、例えば、教務用は児童用とは違うのか、その中身についてはわかりませんが、この単価についても出していただきたい。一体幾らするのかということと一緒に、精読になっているなら後までに出していただきたいと思いますので、お願いします。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、デジタルテレビや電子黒板、非常に買いたい、欲しいということで購入の予定ということなんですけれども、一方目を向けてみますと、東南アジアのほうでは、シンガポール、マレーシア、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、バングラディシュとか、その中でも、言葉は私もあえて使いたくないんですけれども、特にカンボジアなんかは非常に貧しい国なんです。それなので、考え方は、時間的に余裕がなかったといえばそれまでなんですけれども、例えば消防自動車をご寄附すると、よく新聞で見かける話なんです。性能的には、テレビそのものは壊れているわけではないので、アナログからデジタルへ変わったということで、あちらのほうへ差し上げるというか、もらっていただくといえますか、特に、私はカンボジアに実際に行ったことがありますけれども、非常に貧しいお国柄ということで、こういった考え方もどうなのかなと。

一方、レアメタルということで、都市鉱山といいますか、山の中の鉱山ではなくて、実際にテレビの中に貴重な金属が含まれて、1台や10台ぐらいならいいんですけれども、80台です。その辺の考察もどうなのかなと。下取り価格がどうなっているかなとということで、交渉の中で少しはそういう話もされたのか。例えば、パソコンの処分費も、当然野放しもダメなものですので入ってくるんですけれども、その辺も業者との話をされて入札に取りかかれたのかなと、こう思います。例えば、東南アジアのほうへ、あちらは、きちんと調べていま

せんけれども、チューナーなしでもひょっとしたら今のテレビが使えるやもしれませんし、その辺は考えられたかどうか、確認をしていきたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

お答えします。

実は、当初の考え方は、使えないものは当然廃棄という格好で思っておりまして、使えるものについては、各公共施設ですとか、そういうところで何とかというふうに思っておりました。説明会のときもそうでしたが、やはり、使えるものについて何とか公共施設に出すにしても、まだ余る分が当然あるわけですので、そういうものについては、前にお話ししていただいたのは、生活困窮してみえる方たちにそういうものをどうかという話もございましたので、どういう格好にしる、使えるテレビについては何らかの格好で皆さん方に使っていただこうと、そんなふうには考えております。

ただ、東南アジアだとかそちらのほうにということ、まだ考えておりませんでしたけれども、それも一考かと思しますので、考慮してやらさせていただきますと思います。

○12番 山田乙三君

時間的な余裕という面で、それも理解しますけれども、今、生活困窮者と言われましたけれども、私も身近に、テレビが壊れるまで買えるお金もないと、現実にそういうお話も聞いています。それで、80台といっても、まだかなりいいものがあると思うんです。そういうのを、いわゆるアナウンスといいますか、蟹江町民の中に買いたいけれども買えない、こういう方が、こういうご時世ですので必ずやおられると思うんです。チューナー5,000円ぐらいですか、そういうことも一度。ただ、80台となりますと、言うのは簡単ですがけれども保管が大変ですから、一たんこういった入札をされた業者のところで保管していただいて、そういうことを後からやって、要りような場合はどうなのかなと。そういう話も、ぜひともつけ加えて、お困りの方に、東南アジアと言いましたけれども、国内でも欲しいと、こういう方がおられると思うんです。一度その辺もご検討願いたいと思います。

以上です。

○10番 菊地 久君

いろいろ説明を聞いておりますけれども、非常にわかりづらいんです。

まず第1に、デジタルテレビの質問も出ておりましたし、電子黒板も出ておりましたが、この3つの入札全般について総括的な質問をさせていただいておるですね。議案に入っておりませんが、非常にわかりづらいのは、だれが入札の価格をお決めになったかということです。だれかと勉強をされたり、アドバイスを受けながら、これは何ぼですよと入札価格を決められたわけですね。だから、価格を決められて入札しておるものから、おのずから、本来ならわかることでしょう。

それが、先ほどでも、例えば、テレビに電子黒板がくっついておるセットではないんです

よ、これは。テレビはテレビでしょう。そして、電子黒板は黒板として7台だったか8台、これで非常に問題を言われておった。有名でございますけれども、電子黒板を、今、即そういうふうのできるメーカーは一体どこにあるのかな。まだまだ開発途上だと言っておるところもある。普及をこれからさせるという、あちらにもこちらにもではないんです、実績は。確かに、テレビで見せてもらったりしてわかりましたよ。わざわざ大臣が見に行ってテレビでやっていましたからね。だから、これから普及をさせようということだろうと思いますが、ことしの2月ごろから業界では、テレビは80万台は必要ではないかとか、電子黒板は何台は出るのではないかといって、量産体制ではありませんが、そういう業者側は受けとるわけ。

だから、大体幾つぐらいの大きさでどうだ、何ぼだという基礎価格というのはあるはずですよ。これは全国的でございますので、蟹江町だけではないでしょう。海部郡でも、各町村がほとんど入れるんではないですか。もう順次やっておるところもありますが、これをもっけの幸いでやろうとしておるものですから、蟹江町だけが取り上げられて、蟹江町がどうということではないですよ。全国ですぐわかっちゃうの、値段も何もかもが。それで違うのは、工事費がどうなのとか、この辺に問題があったり多少の差があっても、基本的には、テレビはどこのメーカーで幾ら、42インチで何もつけずにおれば何ぼ、全部わかるんですよ。だから、基礎単価というのはあると思いますので、その辺のところを言える範囲で結構でございます。これは必ずどこかで、全国的に一覧表が出ますから、それで、蟹江町が高かった安かったもすぐわかるの。蟹江町だけの仕事ではありませんものですからね。だから、その辺はもう少し明快にお話を出されたほうがいいのではないかと思います。ノートパソコンでもそうなんです。全部ほとんどわかっちゃうとる。だから、電化製品なんていうのはメーカーで多少の違いはありますよ。例えば、テレビでやれば、パナソニックと違うでしょうし、ソニーとも違うでしょうしという、多少違うだけであって、シャープでもそうですよね。

だから、どこのメーカーを使われるんですか、入札のときに指定されたんですか、その辺のところも、今、我々がさっぱりわからないの。だから、どこのメーカーのテレビが入るんですね、どこのメーカーの電子黒板ですねということを、これはやはり資料としてぜひお出しをいただきたい。これだけではなしに、この3点の、もう入札が全部済んでおりますので、今さら金額について高いの安いの話は、もう議論をするような段階でなくなっちゃったの。これで買うか、契約に賛成か反対かだけなんです。だから、反対だと言ったときにはどうされるんですかということがあつたものですから、ぜひ、我々は、高いのか安いのかという判断材料として。正直言って、今から勉強してやったらわかりません。しかし、資料もないまま、不安に思ったまま「まあええか」ということにはならんと思いますので、どなたが入札単価をお決めになったのかな。

こう見ると、指名業者、たくさん選定されたけれども、入札をほとんど辞退して、やっとの3社ぐらいでしょう。12のうち4つになっちゃった。そのうちまた減っちゃってね、辞退、辞退でしょう。そうすると、おのずから決まっちゃうの。これなぜかというと、蟹江町だけではないからですよ。業者が全国的でやらないかんものですから、1社で全部やれないということ。だから、あっちでこの業者、こっちでこの業者ということでないかと思うものですから、これがよかったかどうかわかりませんよ、入札方法がいいかどうかよくわかりませんが、現実的には、決められた業者の中で3月までにやらなならんという大仕事があるんですよ。

だから、私は、そういう意味で、判断材料として、非常にしにくいかなと思いますが、急いで9月のときに補正予算を組まれたけれども、国の予算仕分け作業の中で結論が出てきたのは11月の終わりぐらい、オーケー、金をあげるよということだろうと思いますので、それぞれが水面下では非常に頑張ったようでありましてけれども、表面上は、わずかの間に決定しなければいけなかったという難度さはよくわかりますが、ぜひ、今わかる段階の資料をできたらお出しただいたら、次の議論に入りやすいし、賛成か反対かというのも言いやすくなると思いますが、長くしゃべって申しわけないけれども、その辺についていかがかな、出せるのかなと思いますが、どうなんでしょう。あなたの今の説明では、本当に皆さん理解できない。

○議長 大原龍彦君

暫時休憩します。

(午前10時04分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時19分)

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

すみませんでした。結果的に、今、表として出すことができませんので、口頭でもって、説明できる限りさせていただきます。

まず、デジタルテレビの関係です。デジタルテレビにつきましては、私どもの想定した金額は、50インチのデジタルテレビ、これについては定価が18万5,000円のものでございました。それから、42インチのデジタルテレビについては、定価が13万円のものでございます。それから、電子黒板も50インチの電子黒板になりますが、これについては結構高くて、定価は70万円近い金額のものでございます。

それから、このメーカーでございますが、プラズマと液晶があるものですから、私どもはプラズマのテレビを購入したいというふうに考えました。そうしますと、プラズマという格好になりますと、今現在はパナソニックと日立の2つがございまして、その中で、ではど

ちらをとという格好でいろいろ検討しておりましたけれども、そのときには、最終的には、日立のほうがいろいろな拡張機能がたくさんあって今後使いやすいだろうということもある。もう一つは、値引きがパナソニックよりも多少いいのかなという、そういう想定したものですから、デジタルテレビについてはそういう格好で進めさせていただきました。

それから、パソコンのほうは、教育用と校務用のパソコンがございますが、教育用のパソコンにつきましては、1台あたりは6万3,000円のパソコンを購入する予定でございます。それから、校務用のパソコンは、1台あたりが、これも6万5,000円という金額のパソコンを購入するという予定で進めておりました。この金額自体からすると、今回の入札の金額よりも相当開きが出てきますので、それはどうしてかということ、いろいろな附帯関係の設備が必要になってきますし、パソコンの関係になりますとソフトウェア、例えば、今私どもがパソコンを使っておりますけれども、自分のパソコンにすべてデータを集めるということではなくて、1つのサーバーに、職員分すべてをそこにデータを集めてしまうという、そういう機能をもってやりますので、そういうやり方をするということ。それから、私どもも、メール機能ですとか、回覧板ですとか掲示板ですとか、そういう格好のソフトウェアも使えますので、そういうものも学校間で使えるようにしたいという、そのようなこともあって、今回の入札金額になっております。

大体こんな感じでよろしいでしょうか。実は、パソコンのほうは、メーカーの指定自体はありませんけれども、日本製のパソコンを使いたいんだと。ただ日本電気だけは除くという、そういうような格好でやっておりますので、最終的、基本的に、入札結果で落ちたパソコンは富士通という格好になっています。

すみません、ちょっと説明足らずかもしれませんが、説明申し上げます。

(発言する声あり)

校務用というのが教員です。教育用というのが児童用というか。

○議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第94号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第94号は精読とされました。

○議長 大原龍彦君

日程第4 議案第95号「蟹江町学校ICT環境整備事業（教育用・校務用ノートパソコン）購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第95号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第95号は精読とされました。

○議長 大原龍彦君

日程第5 議案第96号「蟹江町学校 I C T 環境整備事業（校内 L A N ・ アンテナ整備）工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

校内 L A N の規模という言い方はおかしいですけれども、設計図とといいますか、どのようなものなのか。各教室だとか、いろいろケーブルの配線、配置の仕方があると思うんですけども、その設計図というか、配置についての説明をお願いしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

お答えします。

基本的に、すべての教室に校内 L A N を配置するという、そういう格好です。ですから、屋内運動場についても、そちらのほうに線を飛ばして、そこからでも、パソコンさえ端子を入れれば、要は、体育館からでも当然インターネット等……

(発言する声あり)

体育館のほうまでも引いてございます。

(発言する声あり)

そうです、そういう格好ですべての。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

今提案のあった3つの議案すべてに共通する問題だというふうに思いますけれども、1つは、辞退が非常に多いということです。その理由です。入札の仕方によって、町が指定する一定の構想といいますか、事業の内容いかんによって、それぞれの入札者は、取り扱っている会社の品物が違ったり何かすると値段も変わってきますよね。それとのかかわりで辞退が非常に多くなっているのかどうなのかということです。

あわせて、こちらの側がどちらの会社の機種によることを指定するとします。指定する場合にいろいろな問題があるわけですが、蟹江町内の中でいえば、どこの商店はどこの品物を専門に取り扱っておって、そこは安いとかいう問題があるわけでありますので、その点についてどのような決定の仕方をしたのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思うんです。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

辞退の理由については、冒頭にもちょっとご説明しておりますけれども、先ほど菊地議員さんのほうからもお言葉を沿えていただきましたけれども、基本的には、今回指名させていただいている業者さんというのは、各校……

(発言する声あり)

1つは、先ほども言いましたように、作業要員の確保が困難であるということ、納期に間に合わないということ、それから、今回私どもの仕様書の要件が満たすことができないということ。あと、例えば、今回の校内LANの関係にしてみますと、LAN関係の保証期間といいますか、そういうのを私どもは10年という保証期間を設定しました。校内LANを実際配備すると、後でなぶるだとか、そういうことは嫌ですので、幾ら何でも最低、せめて10年は今回やったもので保証してほしいんだと、そういう内容のものを附則としてつけさせていただいたということもあります。そういうことも多少は絡んでいるかとは思っておりますけれども、基本的には、要は、今一斉に、今回のICT関係の工事がどこの市町村も発注している状況になりますので、そういうことで、業者さん自体が、すべての市町村のこういう工事を受けることができないということもあって辞退という、そういうことになっているのかなということ推測しております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

そういう工事が間に合わないだとか、機器が準備が追いつかないだとか、あるいは、積算の根拠との関係でどうしようもないということは、あらかじめあなた方が示す仕様で事前にわかるわけでしょう。ですから、こうなってから辞退というのは、私は理解できないんですよ。そういうことが理由であるならば、事前に辞退してくるはずだと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

私どもが当初各業者さんのほうに、実際に業者を選定する場合には、あくまで、こういう業者であれば何とかできるだろうという、そういうことで指名基準のほうにも示させていただきましたように、今回は、基本的には10億円以上の資本金を持っているところ、それから、直前の契約金額が相当多い金額の業者さんを選ばせていただいたというところがあって、なおかつ、実際に今回のこういう物件について取り扱っているかどうか、そういうことも確認させていただきました。ただ、細かい仕様の内容については、実際入札業者を決定して、後で、私どもが入札通知でもって細かい仕様書は実はこういうものですよということを示させていただくものですから、各業者はその仕様書で判断をして、これだったら何とかいけるだろうと、そういうようなことであろうと思っております。ですから、今回たまたまいろいろ加味されて辞退者が多かったかなと、そんなふうに私どもは推測をしている状況です。

○議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第96号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 大原龍彦君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第96号は精読とされました。

暫時休憩いたします。

(午前10時42分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時51分)

○議長 大原龍彦君

日程第6 議案第81号「蟹江町公告式条例等の一部改正について」

日程第7 議案第82号「蟹江町表彰条例の一部改正について」

本2案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 林英子君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○総務民生常任委員長 林 英子君

それでは、総務民生常任委員会に付託されました2案件につきましてご報告いたします。

去る12月8日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果

についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第81号「蟹江町公告式条例等の一部改正について」を議題としました。質疑、討論もなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号「蟹江町表彰条例の一部改正について」を議題といたしました。その内容についてご報告をいたします。

まず初め、問いといたしまして、表彰審査委員会の費用弁償は、どこを基準にして委員長9,800円と委員9,600円にしたのか。

答弁といたしまして、他の委員会も、現在、非常勤特別職の報酬条例で決まっております、他の委員会に合わせて金額を決めたという答弁でした。

次に、問いといたしまして、これまで長年表彰を運営されてきて、今回のこの表彰審査委員会を設けるのは120年の特別表彰がきっかけということか。とにかく従来から何か問題やふぐあいを感じていたかどうか。

それにつきまして、答弁として、従来のやり方だと、町長以下私どもで原案をつくっていましたが、もっと精度を上げてきちんとした形で承認を得てやりたいという願望がありました。正しく条例を制定する、あるいは120周年の特別表彰を行うことに関しきちっとした体系で審査し、そして挙げさせていただく。その制度を確立していきたいという理由であるという答弁でした。

次に、大きな市町は特別として、本町以下の町村で表彰についてこのような審査会委員会をつくっているのかという質問でした。

答弁としまして、市ではほとんど設けている。町村でも、本町と同等なところでは、調べたところ長久手町が設けているという答弁でした。

続きまして、この審査委員会の人数はどのくらいを目途に考えているのか。

答弁としまして、現在規則案を考えているが、その中で基本的には10名を考えているという答弁でした。

次に、問いといたしまして、11月3日に町は表彰条例に基づいて表彰しているが、この委員会はすぐに表彰してあげたいというときに、すぐに委員会を招集して決定し、議会の議決を経たら表彰ができるような柔軟な体制なのか。

答えといたしまして、表彰の時期と委員会との関係ですが、基本的には、表彰条例では表彰は定例的なものは11月3日に行う。ただし、随時行うことができるということも書いてあるという答弁でした。

次に、この審査委員会は、表彰の候補者まで助言や発案に加わるのかどうか聞きたい。

答えといたしまして、現在、発案のところまでは予定していない。組織として、行政として発案させていただく。委員会には、その案の信憑性をきちんと判断していただく。

そして、次の問いといたしまして、表彰されるのは生存者だけなのか、死亡者も含まれる

のかという問いがありました。

表彰が決定していて亡くなられた場合は、既得時にさかのぼって表彰することができる、そういう答弁でありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第82号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

終わります。

(6 番議員降壇)

○議長 大原龍彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第6 議案第81号「蟹江町公告式条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第7 議案第82号「蟹江町表彰条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第8 議案第83号「蟹江町豊台団地下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

日程第9 議案第84号「蟹江町豊台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について」

本2案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

それでは、防災建設常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る12月8日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第83号「蟹江町豊台団地下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題としました。

同じ事業区域内の中で幾つかの料金体系があるという点で、公正・公平という行政の原則という立場からどう考えているかという内容の質疑がありました。

これに対し、地方公営企業法第17条の規定を準用し、同一事業については1つの特別会計で処理することが望ましいと思われる。歳入は節、区分を設けて、1、豊台団地使用料、2、東水明台使用料として、それについて財源を汚水処理委託料に充ててもらうので、的確にやれると思うという趣旨の答弁がありました。

次に、下水道の場合だと、公共下水道の受益者負担金と豊台団地、東水明台の分担金ということで、受益者から見ると公平性を欠くのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、先行して豊台団地では下水道が行われた。それは地域の特性があり、処理方法は名古屋市に委託することと、豊台団地の分担金も豊台団地に係る工事費用相当分を割り返して4万5,000円とした経緯がある。それは、受益者負担金の性格からいえば、工事をし受ける受益の範囲内で負担ということになる。同じ考え方で、東水明台も豊台団地と同じような状況にあるので、4万5,000円の分担金を設定したという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、反対討論として、9月議会でも下水道条例について公平な行政の内容という立場からするとそれも好まし

くないという反対の理由を申し上げたが、本条例案の場合でも、そのことが同じように貫かれているので、そういう観点から本条例案に反対をするという趣旨の討論がありました。

これに対して、賛成討論として、町民である以上は公平性はぜひともお願いしたいが、これは事業費の問題、それから公共下水道の問題との差額もあり、将来に向けて統一する場合もあるかと思うが、現況の状況で進めていただきたいと思っているという賛成の趣旨の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第83号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「蟹江町豊台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

第3条で、分担金は1年間で徴収するものとなっているが、これは豊台のときも同様だったのか、また、分担金は一律なのか、最高最低があるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、同様であり、一律4万5,000円であるという趣旨の答弁がありました。

また、旧来の条例にプラスして条例の改正と、こういうことだと思うが、この条例改正の趣旨は何か。例えば、9条は今までなかったのはなぜかという内容の質疑がありました。

この条例改正は、基本的には豊台団地の条例があり、その条例の中に東水明台を加えるのが大きな考えである。その中で、分担金の1年間の徴収は、もともと豊台は明文規定がなかった。今回ははっきりと法文化し、適正に執行していくというのが大きな内容である。それと、今回豊台団地に東水明台を加えることで、基本的には公共下水道条例と整合性を持たせるために延滞金などの法の所要整備をしたことが、この条例改正の中身であるという趣旨の答弁がありました。

次に、1年間で4万5,000円納め、その上、下水道料金が新たに加わり、宅内配管もやらないといけない。生活困窮者は大変だと思う。その点はどのように考えているかという趣旨の質疑がありました。

これに対し、協力をしていただくように、説明会などをしてじっくりお話しさせていただくという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、反対討論として、議案第83号の論理と同じであります。やはり、公平に扱ってほしいということと、酷な内容になっているということを申し上げたい。以上の理由で反対であるという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、毎日の生活必需品でありますし、説明をするときに丁寧に説明をしていただいて、もしこれを蟹江単独で行うと平米当たり300円かかるというような説明をしていただくと、町には大変感謝されると思う。そのようなことで、東水明台の方には大変有利な加入条件になると思うので賛成をするという趣旨の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第84号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

(11番議員降壇)

○議長 大原龍彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第8 議案第83号「蟹江町豊台団地下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎君でございます。

委員長報告にもありましたように、1つの会計内で2つの料金体系があるということについて、私ども日本共産党は甚だ疑問に思っておるわけでありまして、下水道でのコミュニティプラントもあるんですけれども、これは特別会計で取り扱っておるわけでありまして、これそのものも、全町民からすれば公平性というひとつの問題で料金体系が違っておるわけでありまして、やはり、自分には思うわけでありまして、しかし、特に1つの会計で2つの料金体系があるということが、反対理由の1つであります。

それから、もう一つは、片や立米2,000円であり、片や2,100円であるという点で、本件でいえばその他の地域が圧倒的に多い地域になるわけでありまして、その他の地域を当分の間2,000円で同等にさせていただいて、いずれ、やはり全体のバランスの関係で値上げしなきゃいかんときには一緒に値上げをするという形のほうが望ましいというふうに思います。

以上の観点から、本条例案には反対であります。

○議長 大原龍彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪康彦でございます。

賛成の立場から討論を申し上げます。

蟹江町豊台団地下水道事業は、平成17年度整備が完了しております。同様に、東水明台団地も平成22年度に整備着手、供用開始を迎える予定であります。したがって、地方自治法第244条の2の規定に基づき、東水明台下水道の設置、管理及び使用に関し、豊台団地下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであり、本条例に賛成をいたします。

○議長 大原龍彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第83号「蟹江町豊台団地下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第9 議案第84号「蟹江町豊台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎君でございます。

本件につきましても、日本共産党は反対でございます。その理由でございますけれども、1つは、やはり、同じ会計内で分担金が違うということです。東水明台並びに豊台、これはコミュニティプラントである南蟹江団地も同様のようでありますけれども、一律4万5,000円の分担金です。片や、その他の地域というのが圧倒的に多い地域であります。平米単価300円ということになるわけで、100坪の敷地だと330平米になるわけですから9万9,000円の分担金になるのでしょうか。そういう不公平だということです。そういうことで反対であります。

もう一つは、1年払いです。他の地域は3年間の分割云々ということがあるわけですが、額も大きくなるかということがあるかもしれませんが、同一会計内で違うやり方をやっているということと同時に、今のこの時期に1年間で払うということが大変だということです。なぜかという、豊台も水明台も、年金だけで暮らしていらっしゃる皆さんが多くなっています。そういう中で、単に分担金だけでないわけですね。宅内配管で、敷地いかによっては、あるいは建物の建て方いかんによれば、数十万円のお金がかかるというように思います。私のうちでさえも100万円近いお金がかかるのではないかと考えています。35坪ですけれども、宅内配管は下を通す管がぐるっと回ってくるからやらなきゃいかんです。そういう形の家もたくさんあると思うんです。つまり、限られた敷地の中にいっぱいうちが建っているところが多いですから、そういうふうになると思うんですけれども、そういう点からすると、やはり酷な支払い条件と、こういうことを言わざるを得ないわけで、以

上の趣旨から反対であります。

○議長 大原龍彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪康彦でございます。

議案第84号も83号と全く同じような理由でございます。平成22年度に東水明台団地が整備着手、完了し、供用開始を迎える予定であります。したがって、東水明台下水道整備事業に係る分担金の賦課及び徴収については、同じく地方自治法第224条の規定に基づき、下水道整備に関する費用の一部を負担してもらうことにより負担の均衡を図ることに関し、蟹江町豊台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部を改正するものであります。よって、本案条例に賛成をいたします。

○議長 大原龍彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第84号「蟹江町豊台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第10 議案第86号「姉妹都市提携について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第11 議案第87号「海部地区広域行政圏協議会の廃止について」を議題といたしま

す。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第12 議案第88号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第13 議案第89号「愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第14 議案第90号「平成21年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第15 議案第91号「平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第16 議案第92号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第17 議案第93号「平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第18 議案第97号「学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

黒川勝好君、ご登壇ください。

（9番議員登壇）

○9番 黒川勝好君

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、黒川勝好。

賛成者、以下、小原喜一郎、中村英子、奥田信宏、高阪康彦、松本正美。

本文の朗読によりまして提案をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちを取り巻く教育問題は依然として克服されていない。また、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子どもの増加などの課題にも直面している。これらの解決にむけ、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、学級規模の縮小は不可欠である。各地方自治体の工夫で学級規模の縮小が行われているものの、その配置教員などの財政負担は本来国が負うべきものと考えている。

一方、第七次定数改善計画が2005年度に完結して以来、次の改善計画の実施は見送られたままになっている。また、「行政改革推進法」の制定により、文部科学省のその後の教員定数改善措置は、学校現場の課題解決に結びついたものとは言えず、子どもたち・保護者・県民の願いに応えるものとはなっていない。昨年度に閣議決定された「教育振興基本計画」についても財政的保障や数値目標のないものであった。一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するためにも、教員が子どもと向き合う時間を確保し、よりきめ細かな指導が可能となるようにしていかなければならない。そのためにも、教職員定数増をはじめとした教育条件整備が重要であり、次期定数改善計画の実施を含めた国によるさらなる定数改善が望まれる。

よって、本町議会は政府に対し、平成22年度の政府予算編成にあたり、国段階における学級規模縮小と次期定数改善計画の早期実現にむけ、十分な教育予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

（9番議員降壇）

○議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第97号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第19 議案第98号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 小原喜一郎君でございます。

議案第98号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、小原喜一郎。

賛成者、蟹江町議会議員、中村英子君、同じく奥田信宏君、同じく高阪康彦君、同じく松本正美君、同じく黒川勝好君。

本文を朗読することによって提案とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)。

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んで

きた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどをことさら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における北海道拓殖銀行、山一証券の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の充実、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融撲滅などである。

そこで、本町議会は、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

1、改正貸金業法の早期に完全施行すること。

2、自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。

3、個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。

4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣、多重債務者対策本部長、消費者行政推進担当大臣、国家公安委員会委員長。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

(7番議員降壇)

○議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第98号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第20 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 大原龍彦君

追加日程第21 議案第94号「蟹江町学校 I C T 環境整備事業（デジタルテレビ・電子黒板機能付デジタルテレビ）購入契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

提案の際に質問したことに対しまして、次長のほうからご答弁がありました。それで、そのご答弁の中身ですけれども、電子黒板は最初の予定の段階で70万円というようなことをおっしゃいましたね。そして、42インチが13万円、50インチで18.5万円というようなご説明がありました。

そこで、電子黒板についてですけれども、黒板本体のみだけでは、やはりこれは機能しないと思いますので、恐らくここにスキャナーだとかレコーダーだとか、何かはわかりませんが、付属品が必要になってくると思うんです。その付属品を含めると、この1台というのはおよそ95万円か100万円ぐらいになるのではないかなというふうに思うわけですけれども、この電子黒板についてそのような認識でよろしいかどうかということが1点であります。

それから、結局テレビは少し高いものになってきたのかなというふうに思うんですが、予定しておりました価格よりも数万円高くなったのではないかなと。私の試算ですと、恐らく

電子黒板というのは、大ざっぱにいうと付属品も含めて100万円ぐらいだろうと、そうしますと、残りがテレビ代ということになりますと、それを数で割りますと1台が20万円か21万円ぐらいになっていますので、42インチと50インチということで、それぞれのあれはわかりませんが、平均すればそれぐらいの価格になってきますので、実際に担当者が出した最初の予定の価格よりも、結果的には、入札の不調ということによって高くなってしまったというような理解でよろしいかどうかということの質問であります。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

十分な答えができるかどうかわかりませんが、まず、デジタルテレビ、電子黒板の関係です。

これは、当初私ども70万円という予定でおりまして、電子黒板だけについていえば、付属というか、そういうものについては今回の入札の案件には入ってなくて、ただ、当然備えつけるときの調整費用等が要りますので、それを含めて全体では510万円ぐらい、7台、電子黒板すべてで510万円ぐらいです。

(発言する声あり)

調整費用だけでいうと1台当たり3万円ぐらいの話ですので、調整費用だけであると21万円ぐらいになりますけれども、電子黒板については、それだけのことで考えております。金額的には、私どもは全体的に、予定価格ではないですけれども、ある程度最初にはじいた金額を定価に大体85%を掛けた金額を想定しておりまして、今回実際には不調になったということです。テレビのお金もそうかもしれませんが、そのほか、例えば、デジタルテレビの関係ですと、先ほど言いました50インチのテレビを買いますので、当然その移動スタンドを購入しますし、あと42インチの関係については、1年生、2年生の教室には天つりの金具等もつけて、そこに備えつけになるわけですので、そういう費用も当然かかってきます。ケーブル関係。先ほど言いました自主放送といいますか、学校で一斉放送できるような、そういうソフトも入れておりますので、そういうのをもろもろ含めるとこれだけの金額になってしまうと、そういうことなんです。

○8番 中村英子君

質問の焦点は、最初にはじき出したお金と今回契約する金額との差についての質問なんですけれども、そうしますと、差は思ったよりもほかの設備が必要になったということなのか、それとも、同じものが思っていたよりも高い買い物になったということなのか、そこについて答弁をお願いしたいと思います。そして、高い買い物になったとするならば、それはどれぐらい高い買い物についてしまったのか、その辺のことについてお願いします。

あともう一つは、確認だけですけれども、そうすると、電子黒板については、この合計金額には付属品はついていないと。もしかしたら、後からこれについての付属品は必要になるかもしれないと、そういうお話でよろしいですか。付属品も安くないんですね。これ多分

20万円とか30万円とかする可能性もありますので、これはまた後日、付属品という形で計上されるべきものなのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

最初の質問です。

言い忘れておりましたことがあります。電子黒板については、先ほど言いました85%という格好で想定していたということ。それから、通常のデジタルテレビの関係については、全体では78%ぐらいのところ私どもは想定しておりました。それでもって入札という格好になってきたわけなんです、ただ、どの辺でということになってくると、例えば、テレビだけのことでいえば、案外もう少しそれが入札の価格の中では安くなっていたということも考えられますし、先ほど言いました付属の取り付け関係、工事関係でもって、それが私どもがはじいていた金額よりも実際には高かったとか、そういうことは想定されますけれども、実際のところはどのぐらいの金額で相手様がはじいたかというのは、今こちらのほうがもらっているところで、実際の数字的なものはまだわかっていないんです。そういう状況です。

○8番 中村英子君

一般家庭ですとそういう買い物の仕方だと思うんですね。一般家庭だと余り情報もありませんので、行ってみたら違ったなということで、ではそういうふうに払おうということはあると思うんですけれども、これは自治体でありまして、そして、あくまでも予算主義でありますので、最初の設定に対して、設定と結果がどうだったかということはきちんと精査すべきだというふうに思うんです。

最初の見積もり、思った価格というものに対して、今、テレビのほうは78%、それから電子黒板のほうは85%という話がありましたけれども、結局自分たちが持っていた情報と実際との食い違い、事前に知っているべきことと実態との食い違いということがあったのかどうかということが気になるんです。そういうふうになってきますと予算の前提というのは崩れてきますので、その辺のところ、キャッチ能力というものが、キャッチできていたのかどうか、その辺に差はないのかという、そのことがやはり気になることでありますので、それについて質問させていただいておりますので、金額が幾ら幾らというふうには出ないかもしれないですけれども、その辺に問題としてあったのかなかったのか、不調に終わったこともそうですけれども、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

今回、私どもがどのぐらいの金額にするかというその辺のところについては、実際には業者等も呼んで、定価的にはどのぐらいになるんだろう、おおよそということしか言えないと思いますが、どの程度の金額になるのかというのは、業者さんとのいろいろなかけ合いの中で、このぐらいにしていったら一番妥当であろうという、そういう金額でもってのはじいた金額でありますので。

(発言する声あり)

聞いたというか、業者さんから情報を集めているという、そういうことで理解してください。そういうことでもって金額をある程度設定して、それで入札をかけた結果こういう形になったと、そういうことでございますので、ご理解ください。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

1つ確認をさせてもらいますけれども、次の議案第95号のほうには、選定要領の第3条の第3項に基づいてということで、地元の業者が入っておるわけです。議案第94号には地元の業者は入っておらんわけですね。議案第94号に対しては、そういう基準に当てはまるような業者がなかったわけですか。それとも、あえて指名をしなかったのか。どういう理由で違うのか教えてください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

確かに、議案第94号と95号については、業者は地元業者が入っているか入っていないかの違いです。実は、今回実際に業者を決めるに当たっては、第一義的には地元の業者を優先したいという、そういうこともあるものですから、そういうところで、これは地元業者のほうに事前に確認させていただきました。デジタルテレビ、それから電子黒板については実際どうだろうという話をしたところ、地元業者さんについては、これはやはり無理ですという答えをいただいたものですから、デジタルテレビ、電子黒板については、今回選ばせていただいた、比較的大きな会社のほうでこうやって業者を選ばせていただいたということになります。片や、議案第95号の教育用・校務用のノートパソコンの関係になりますが、これは、実は、従来から各小・中学校のほうにはパソコン教室でもってパソコンの納入を実際に行っている業者があります。その業者が、実は、今回入っている安達商店という業者が入っておりまして、そういうこともあるものですから、安達商店には、これだけのものができるかということを確認させていただいて、できますということでした。ほかの業者についてはどうだということ、ほかの業者は、物が大きいということと、もう一つは、やはり、先ほど言った納期的なこともありましたものですから、そういうことで、事前に無理なんだと、そういうことをこちらが確認しましたものですから、そういう意味合いで、現実、小・中学校に納入している安達商店さんを含めて、あと議案第94号に選定した業者、それを含めた13社という格好で、今回はやらさせていただいたというものです。

○議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

追加日程第22 議案第95号「蟹江町学校 I C T環境整備事業（教育用・校務用ノートパソコン）購入契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

これも、先ほど大ざっぱにコンピューター本体の値段が次長より示されました。全体的に非常に高いという、本体は高くないですけれども、契約総額が非常に高いというふうな感じであります。

そこで、その高い理由について、2つの理由があると思うんですけれども、1つは、本体だけではなくて、校内のLANによる使い方です。いわゆるデータの共有ということになると思うんですけれども、このデータを共有するためにサーバーが必要である。そのサーバー代とかを考えると総額でこのような値段になってしまうと。そのような説明でございました。

果たして、このコンピューター1台1台に求められているものは何なんだろうかというふうに考えるわけですが、もちろん、教師用のパソコンというものに対しては、個人データとか個人情報情報が情報として打ち込まれる可能性はもちろんあります。それは、個人の学校の成績だとか、テストの素案だとか、個人情報にかかわるもの、外部に出しては非常にまずいものがこの中に含まれるということは容易に理解できるわけですが、さて、狭い校舎の中で各教室にそれを配置して、そして共有できる情報というのはどのようなものを想定しておるのかなと。

教育長に、どのような使い方でこのパソコンを利用しようとしておるのか、その費用と利用と効果というものについて非常に疑問があるものですから質問させていただいておりますが、国の事業ですので、情報化だ情報化だというかけ声のもとにやられとるということはわかっておりますけれども、その辺をどういうふうに理解してみえるのかなということをお伺いをしたいと思います。サーバーで管理する情報とは何なのか、どういうものがここに入ってくるのか、大ざっぱなものでよろしいですけれども、質問いたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

確かに、パソコンだけの話では、当然それほどの金額にならんとします。トータル的に

は大きな金額になってしまうという、その理由としては、やはり、サーバーで管理するという、そういうこともあって、実際サーバーは、要は、学校の教育用関係は、すべての学校にサーバーを置いてやるということと、もう一つは、校務用については、1つの拠点として、役所に一番近い学戸小学校に先生方の一括管理するサーバーを置くという、そういうやり方で動いています。

そして、実際、中身がどういうことになるかということ、今回やることは、特に校務用が一番あれになりますけれども、校務用のソフトとして、要は、私どもが今使っているようなポータルといいますか、職員間でいろいろとやりとりができること。ですから、学校の先生同士でもやりとりができ、学校間の中でやりとりができる。

(発言する声あり)

当然そうです。要は、校長先生から直接すべての先生方に指示する、何かそういうことをすることができるですとか、そういうこともできますし、学校間の中でもできる。そういうものも入れております。

それと、あと細かいんですけれども、例えば、ソフトにしても、通常私ども、例えば、マイクロソフトの基本ソフトとして、ワードですとかエクセルだとかそういうこともありますけれども、先生方のソフトというのは、実は一太郎なんです。一太郎ソフトを使ってみえる。どうして一太郎かということ、文科省自体がそれから来ているものですから、一太郎のソフトを入れざるを得ないというところもあって、そういうソフトのお金も、実はこの中に入ってきています。

ですから、要は、そういういろいろなものがあるんですけれども、いろいろなものというのはなかなか言いづらいですけれども、プリンターなんかも当然入ってきますし、そういうのを含めてしまうとこれだけの金額になってしまうと、そういうことでなってしまうんです。ですから、個々にそれぞれはじいていきますので、それでもって金額が実際に高いだとか、ほかのところよりも蟹江町がめちゃくちゃこれを高く入札しただとか、そんなことは決してないというふうに私どもは思っております。

#### ○8番 中村英子君

教育現場ですので、何でもないよりあったほうがいいと思うんです。子供さんが経験してきますので、ないよりあるほうがいいんだなというふうには思いますけれども、かつて蟹江町でも、莫大なお金をかけて施設のLAN整備等を行ってきました。それで、何でそこまでやる必要があるのかという当時の質問の中で、例えば、施設においては、空き室を公開して、町のホームページにそれを載せて、一般の人たちもそれを画面で見ても、例えば、産業文化会館の何々室は何月と何月が埋まっているとか、そういうようなスケジュールとか、それをコンピューターで申請するだとか、そういうことの利点だとか、それから、職員間の中でもいろいろな予定だとか共有すべきものがあるというような形で、これもまた莫大なお金

をかけて設置をいたしました。しかし、果たしてそのようなことになっているのかどうか。どんだけの利用状況があるのかというようなことを考えますと、最初に投資したお金に対して、これは仕方ないことかもしれませんが、効果というか、利用というものが非常に低いのではないかというふうに思わざるを得ないんですよ。

だから、何度も言っているように、国のほうが言っているし、教育現場だからということも考えますけれども、実際にあの学校という狭い中で各教室に全部LANを配置いたしました、あればあったでいいですよ、いいけれども、この費用に対してどれだけの効果ということを見ると、非常に疑問に感じるところがあるんです。ですから、教育長ですけれども、その辺のところをどんなような認識でしょうか。サーバーで共有できるものというのは非常に少ないというふうに私は思いますけれども、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長 大原龍彦君

暫時休憩といたします。

(午後 0時00分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 大原龍彦君

答弁からです。

○教育長 石垣武雄君

中村議員のご質問というか、ご心配は、高いお金をかけて教育的効果が期待できるかというようなことかと思えます。お金のことにつきましては、私の後に次長のほうから申し上げます。

実は、このお話をする前に、ICTの起きてきたことをもう一遍振り返る必要があるかということをお思いますので、次長が出しました追加議案の説明資料というのがございます。このところで、平成21年度に政府が補正予算の中にICT環境事業整備ということが入っていたということ。そして、具体的に学校のすべての教室にデジタルテレビを設置、学校におけるパソコン配置の充実、校内LANの整備が盛り込まれていました。文科省がお話しされるには、まだまだこれは不十分なところがあるということで、簡単に言いますと、例えば、教員1人1台のパソコンもまだまだと。でも、これからの時代はICTの環境を整備していくというようなことで、国は補正予算の中にそれを盛り込みまして、これは日本じゅう全部だと思いますが、小・中学校にこういうような整備をするように働きかけました。その費用の2分の1は補助金ですと。では、半分要るがねということになりますと、それが今回の緊急臨時交付金、これで2分の1がやれるよということで、足し算してゼロだよと。ゼロにはならないんですが、そういう言い方を文科省がしながら、日本全部のところの小・中学校

にこういう I C T の環境整備をなさいたいということが出たわけです。

それはそれとしまして、そういうようなところが文科省から出まして、蟹江町についても、やはりそういう整備ができておりませんので、こういう機会にそういう整備をしていこうというようなことであります。

今、特に問題になっているのが、例えば、議案第95号のところですが、教育用と校務用のノートパソコンということに焦点を絞ってお話しをしたいんですが、そういうことで国が出しました。せっかくですので、そういう機会に教育のほうも予算をとって、それを学校に整備しようという考えであります。校務用のパソコンは、先生方1台1台、職員室に置きます。実は、ちょっと大きな声では言えませんが、私が学戸小にお邪魔したときに、蟹江町は先生方に対するパソコンが少なかったです。ほとんど使えるものがありませんでした。先生方は個人持ちでした。私はその前に津島市におったんですが、津島市も厳しいところだったんですが、言って申しわけないですが、蟹江町よりは少し台数が整備されておりました。周りの海部地区を見ますと、愛西市もほとんど個人1台があったわけです。

この校務用を整備するのにこのお金を使うということで、校務用に、職員室で成績処理とか、テスト、あるいはそういうようなものを先生方に1台。これは個人情報ですのでサーバーが要ります。ということは、1台のパソコンだけであればいいんですが、そういうものをやはり持ち帰ってもらってははいけませんので、学戸小なら学戸小を拠点として、蟹江町全部のものをやっつけていこうと、そういうようなところでのそういうシステムが必要なんです。それは、後ほど次長のほうから申し上げます。

もう一つの教育用のパソコンであります。これは教室に1台ずつ置くんです。ただ、教室で職員室と同じようなことをするのではなくて、授業で使うと。授業で使うということはどういうことかといいますと、例えば、パソコンからデジタルテレビにつないだり、それからプロジェクターにつないだり、電子黒板は1台しかありませんけれども、そういうものにつないで画面を大きくして、子供たちに、例えば、社会とか、理科とか、画面に写真とかいろいろなものを出す。そしてまた、LANということが今ありましたので、LANからインターネットにつないで、教室でインターネットのそういう情報を仕入れるんです。それを授業で使おうと思ったときに映し出すと。そういうことが、実際に文科省が先進校でそういう実験をしながら、子供たちが集中力が高まったとか、学習意欲がよいというようなことで、この I C T の環境整備も、多分その裏づけがあって各学校整備するよというこの働きかけだと思えます。蟹江町にとっても、先ほどの校務用も話したのですが、それもあわせて全部入れ、そして、文科省が特に言っている、教室のパソコンでこれからの授業を創造していこうということで、入れるということでもあります。

教育効果といいますと、実は、そういうようなところは、実際にまだ各学校はそういうことをやっていません。これから勉強しないけません。ただ、それに近いものは、先生方が自

分たちでスライドとか、それに変わるパワーポイントとか、そういうものではやっております。パワーポイントでパソコンでやれますけれども、でも、それは本当の全体の場面ではありません。そういうことで、これからの時代をにらんで各教室にそれを入れ、そして横もつないで、どの教室に行ってもそういうことがやれるというような環境整備ということで考えております。ですから、これからそれが整備されましたら、今度はいよいよ私どもというか、現状現場がそういう研究会とか、いろいろなことでこれから取り組む、そういう新しい時代なんではないかと。

今までのところは、大分今はいいんですけれども、昔だと、よく黒板にチョーク1本というのはありましたんですが、そうではなくて、目に訴え、あるいは、そういうようなことで子供たちと一緒に、子供たちもそれが使えるようになれば、それを子供たちが駆使して、これからの時代の子供たちをつくっていくというような構想だというふうに思いますので、蟹江町につきましても、そういう形で全部配備していきたいということでもあります。

あと、値段とかそういうものについて、若干次長のほうからお話し申し上げます。

#### ○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

金額の関係でございますが、契約金額が7,896万円ということで、パソコン自体の金額からすると約2,000万円という格好になります。あと残り5,000万円ほどがあるわけですが、その内訳といたしますか、おおよそというか、まずそれをご説明申し上げます。

まず、校務用パソコンでは、先ほどいいましたように7,896万円のうち1,352万円ほどが校務用パソコンになります。これは、パソコン本体です。教務用パソコンが741万円という金額になります。それから、主にサーバー関係という格好で分けさせていただきますと、その金額が約520万円、それから、プロジェクターとかそのほかの周辺機器のものが、これが大きくて2,400万円ほど。それから、ソフト関係が2,800万円ほどという、そういう数字になります。

それで、もう少し細かく言わせていただきますと、教育用パソコンでいいますと、例えば、サーバーの設定費用等で500万円ほどかかります。それから、先ほど言ったプロジェクター関係が、プリンターも含めて約640万円ほどかかっています。それから、ソフト関係です。教育用のソフト関係では約300万円ほどかかります。それから、あとルーターといたしますか、そういうハブ関係で百二、三十万円かかりますし、そういうものが教育用コンピューターではかかってまいります。それから、校務用に関しましては、一番大きなのが、やはり校務用ソフトの関係になります。これが約1,000万円ほどかかるのかなと。それから、先ほど言いました設置費用、そういうものが約360万円ほどかかります。それから、セキュリティー関係が校務用ソフトには関係してきまして、それには約380万円ほどの金額がかかります。それから、校務用ということで、職員室にカラーと普通のモノクロのプリンターということで、約200万円ほどの金額がこれでかかるという格好になります。そのほか細かいもの

もありますけれども、大きなものとしては、そういうものが実際にかかるという格好で、私どもは積算させていただいています。

以上でございます。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

最後の質問にいたしますけれども、さっき菊地議員のほうからもお話しがありましたように、ほぼ全国一斉に、この12月に契約を議会が議決するという手順になっていると思うんです。ですから、よその自治体がどうであったかということは、資料をいただいて比較検討すれば、それは明らかになることですが、教育長や次長のご答弁としては、価格は適正であると。よそと比較して、別に私たちは何でもないと、適正であると、そういうご説明だということで認識したいと思いますので、その点についての確認です。

それから、この価格につきましては、今も次長が説明した数字的なことは、見積もりなのか決定なのか、最初の予定した金額なのか決まってきた金額なのかよくわかりませんが、いずれにしても、本体価格と部品の一部始終に至るまで、何が入っていて何が幾らだと、そういうことはきちんと把握してやっていると、そういうことで自信を持って答弁していただけるなら、別にこれに対してどうこう言うつもりはないんですけども、その点のところは、後日私もよその自治体のを取り寄せまして比較検討はしてみたいというふうに思っております。自信を持ってご答弁していただければ、これに異議を唱えるものでもありませんが、再度その辺のところをきちんとお願いをしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

価格については、あくまでも私ども入札で行っておりますし、当然一定のルールに従ってやっておりますので、それでもってほかの自治体とどうのこうのということは、まずないと考えております。ただ、私たちの独自で設定している、例えば、校務用のソフトや何かでもほかの市町村とはそれぞれ違うソフトを使うということもあるかもしれませんが、そういう面では若干開きはあるかもしれませんが、根本的な内容については変わらないものというふうに考えておりますので、ベース的な金額はまず変わらない、そういうふうに認識しております。

以上です。

○10番 菊地 久君

質問に答えて少しずつ全容が明らかになるというやり方は、私は好まないわけ。それだけの言えることがあったら、なぜ先に資料としてださなかったのか。苦情でございますが、言いますので、今言ったことで、きちんと資料で出せるなら、後日で結構でございますので、まず、出してくださるかどうか、1点。

それから、入札の結果、見積もり価格と落札価格はどのぐらい、何%ぐらいなのか。こ

こちらのほうは、最初のやつは随契で終わっていますので100%で、また向こうにおまけして終わっておるわけです。これは何%ぐらいだったのか、それが2つ目です。

それから、3つ目は、最初もお尋ねしようと思ったんですが、指名業者を13社選ばれたんですが、残ったのは4社で、前もそうだと思うんですが、入札前の辞退、幾ら13社選んだって4社でやったことごさいますので、4社の中で入札をおやりになった。だから、なぜ入札前から、選んだけれども、辞退辞退で4社で数字が出てきたわけです。この辺の入札前の辞退です。こうこうこういうものと、業者のほうから、それはあんたはうちは嫌だよということでしょう。したら、また次のをやって、14社を選んで14社でやるならいいんですが、入札前の辞退でしょう。ということは、事実上は4社でやった。その前でもそうなんです。その前のときも12社中4社ですね。8社が辞退でしょう。入札前の辞退。入れる前からやめたでしょう、やりませんということでしょう。それから、次に関連する、まあいいですが、なぜ入札前に辞退をされたのかな。そして、されたまま残った4社だけで入札を終わらせたということですね、結果として。この辺のところが、何か疑問を感じられとるかどうかについて。

3つについて、1つは要望、あと2つは質問ですが、どう思われますか。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

入札が、結果的には4社になってしまったということです。私ども、今回入札をするに当たって考えたのは、結構大きな額になるということもあって、やはり、どの程度の業者さんを選んでいいのかという、そういうのがありました。従前のパソコン教室ですとか、そういう感じでありまして、今はほとんどリース関係になりますけれども、リース業者さんを選んでやることになっていきますけれども、今回は、実は買い取りの状況だったんです。購入するということでしたものですから、そういうことからすると、どういう業者かというふうに思ったときに、やはり、納期的なこともあるし、これだけの事業をこなさなくてはならんということもあるものですから、そういうことからすると、やはり大手の業者をえらばなくてはならんだろうということで、結構資本金ですとか、官公庁の実績額とか、その辺のところまで絞ってきたほうが無難であろうということで、この13社というのを選ばせていただいたということなんです。

ただ、結果を見ると、当然想定されるというとおかしいですけども、それこそ21年3月までにはすべて事業を完了しなくてはならんというところもあって、政府が変わり、これで何とか進んでもいいという決定自体がなかなかされなくて、ぎりぎりのところでスタートし、そういうことになっているということもあって、実際に入札を指名した業者さん自体も、これは推定ですが、やはりほかの市町村と競合しているかなと、結果的には、そういうことだったのかなというふうに思います。そういうことで、各業者というか、今回少なかったということの一つかなと。

もう一つは、私どもが設定した仕様の中で、それぞれ得意とする業種の部分があるんだろうと思います。そういうところで、こういう仕様であれば自分のところは引いたほうがいいんじゃないかと、そういうような選択も、恐らくその業者の中ではあったのかなという感じを今は受けております。単にパソコン1つだけ購入するというのであれば、それはそれですべての業者が参加できたということだったと思いますが、中の細かい設定とか、そういうことでもって、入札の仕様を見た段階で入札の辞退と、そういうことも考えられたのかなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長 大原龍彦君

入札の何%というのは。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

ごめんなさい。例えば、落札率とかそういうことですが、今回のノートパソコンに関しては、予算額というのが、先ほど言いましたように、デジタルの関係は78%、それから85%と、そんなような数字でありましたけれども、ある程度絞った状態での予算額で、それが約8,100万円でした。8,100万円ほどの金額で、予算額です。

(発言する声あり)

それで、予算額があって、それから予定価格というのがあるんです。予定価格が7,900万円ほどでした。結果的に、契約が7,896万円ということになりましたので、要は、いわゆる歩切りというやつです。約97%ぐらいの歩切りでやらせていただいて、それと、今回のパソコンでいいますと、落札した金額と予定価格との差はほとんどなく、99%のところ落ちていくという、そういうことでございます。

○議長 大原龍彦君

それから、資料は出るか。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

それから、資料については、時間的にちょっと難しいということもありましたので、この議会にはお出しすることができませんでしたが、後日きちんとしたものをつくらせていただいて、提出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○10番 菊地 久君

はっきり言ってもらいたいのは、例えば、全部落ちなかったとする。随契にしたときには、前の随契で金額が出ておるでしょう。そのときは、町の決めた数字で最後は決めておるわけね。それが町のだったわけでしょう。それと同じように、ここで落ちないときには、最後の人と随契で、町の決めた価格とで、これならあんたやってちょうだいという話になる数字があるわけ。それと比べたときに、あんたの今の話だと、99%で落札したと、こういう言い方をしたな、そういうことなの、確認だけれども。

今、落札率って物すごくいろいろ言われておるわけ。非常に厳しくて、今、地方公共団体の工事がなかなか落ちなくて、業者がやめたと言って不執行とか、入札しても落ちないところというのは結構あちこちにあるんですよ。だから、その辺を話をして、最後まで100万円だったらうちの額だから泣いてちょうだいとか業者に言って随契にするだとか、そういうことをやっとするもんですから、この場合はどうだったのかなと。今のお話だと99%ぐらいと言ったか。100%に近い数字でこの安達さんが落としたのかなという印象を思うわけ。落札したのは、おたくの予定価格と比べてほぼ100%に近い数字で落ちたかなと思われるから、それをもう一度確認で、何%だったと数字を教えてくださいということを言っとするの。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

最初に言いました予算が約8,100万円です。それで落札が7,896万円になりましたので、対予算の落札率という格好になると96.9%と、そういう格好になります。

(発言する声あり)

予定価格と落札率の関係になると、先ほど言いました99.0%、そういう格好になります。

○10番 菊地 久君

今、入札結果や何かも公表するものですから、そのときにどうだったと言われたときに、これは99%だったよという話になるわけ。いいですよ、どうだろうと、それはうまく落としたなと思ってほめてあげるんですが、安達さんは蟹江の業者でございますし、町にもパソコンをぎょうさん売り込んでござるもんで、ようやられたなと思われるわけ。でも、よう勉強されたなとは思わんわけね。勉強せずに、よううまく落としたなという印象になるから、その辺のところを、とかく何だかんだと今世の中がうるさいもんで、うるさい中で変な疑惑を招かれるようなことがあっちゃいけないという親心で私は聞いとるわけね。だから、そんなことはあることではないでしょうしと思いますが、99%ですねということで。

それから、辞退された人は、これは正直言って蟹江町だけがやっとするわけではないもんですから、今度の国のあれは、文科省の関係では、文科省なものですから、全国ですよ。全国でこういうことをやれば金つけてやるよと、国が、今特に不況対策でやったことなものですから、それぞれが頑張っとするもんですから、業者もあっちこっち大変ですわ。そういう意味で、ダブっていっぱい行っとするような気がする。だから、一遍に1つの業者がやれっこないものですから、蟹江の場合は、来たけれども悪いけれどもということで、よそのを全部調べるとわかりますけれども、例えば、どこどこでやった業者の名前が入っておったけれども、蟹江でやった人は辞退されておるかなとか、それはこれから一覧表が出ることです。でも、現状としては、非常に集中した。麻生政権が今も続いておれば、政権がそのままなら楽だったんですよ。ところが政権が変わったものですから、こういう教育予算、こういうところへいいのか悪いのかと、事業仕分けだ、いろいろなことがあって、県のほうへ行っても、「10月の末ではちょっと」という話があった。最後は「11月まで待ってもらわんとちょっ

と」という話があるものですから、大変だったと思います。全部がそうだからね。

そういう中で一生懸命おやりになったものですから、担当者の説明も、聞いておって非常に説明不足だというのは、一夜漬け的な感じがあったなという気がしとるわけです。それはそれなりに、後で全国ずっと出てまいりますから流れがわかりますので、そのときに、海部郡でも蟹江町だけが高い買い物をしたなと恥をかくようなことがあってはならないと、こういう思いの中で、先ほども中村議員が言ったとおりです。私もそういう気持ちを持っていますので、後で「蟹江はよくやったな」「よう頑張ったな」と言ってほしいものですから、あえて申し上げるので、ひとつ肝に銘じておいてもらいたいと思います。

○13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤です。

地元の業者が落札していただいて結構だと思いますが、指名の基準から見ると大分かけ離れた業者ですので、過去においてこのような高額な指名を受けられたことがあるのかないのか。また、それに対して保証金を取って納入業者としてやるのか、その辺、2点いいですか。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

実は、入札保証金については、安達商店さんのみになりますけれども、保証金を入れさせてもらっています。ほかの業者については、結構大きな仕事もやっているということもあってよかったんですが、入札保証金については100分の5というふうに決まっておりますので、その金額。それから、契約保証金というのが当然ついてきます。10%が契約保証金という格好になりますので、これでいいますと、7,896万円ですので、その実際の金額という格好になると789万6,000円ですか、その金額が入札保証金という格好で納めていただいているという格好になります。それについては、当然事業がすべて完了したときにお返しするという、そういう内容になります。

○議長 大原龍彦君

過去にあるか。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

過去は、このような大きな金額はなかったと思います。

○議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第95号原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

追加日程第23 議案第96号「蟹江町学校 I C T環境整備事業（校内 L A N・アンテナ整備）工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○9番 黒川勝好君

今と同じような件で質問をさせていただきますが、今回の落札業者ですけれども、4,200万円ほどで落とされたわけです。ですけれども、これを見てみますと、一番高いところは1億1,900万円、落としたところが4,000万円足らずということで、この値段の幅ですけれども、過去これだけの大きな幅があることは、僕も見ることがないわけです。だから、こんなことを言うと失礼かもしれませんが、2番のシーキューブ株式会社というの、これはおちよくってやっとなのかどうか知らんですけれども、最初から取るつもりがない、おちよくった数字を出してきておるのか、それとも本当にこれだけの金額がこの事業には必要なのか、当局はどういうふうに思ってみえますか。お聞かせください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

私ども、実際に入札を執行して、札を開いたときに余りにも開きがあるものですから、これは一体どういうことかと。ましてや、私どもの予算額に比べても約倍近い数字で上がってきているわけですので、その辺が「えっ」という感じでした。ただ、私どもも実際に校内 L A N、それからアンテナ整備の数字をはじくときには、これも先ほど来ありますが、いろいろな業者からも提案をいただきながら数字を大体この線でやったら大丈夫だろうという、そういう数字でもって予算を立てておりますので、そういうことからすると、今おっしゃられたように、ちょっと私どもとしてみればふざけておるなという、そういう感じはします。この次に入札にこの業者を入れるかどうか、その辺はわかりませんが、その辺は当然考慮する内容になってまいりますので、ちょっと幾ら何でも大き過ぎるよねという、そういう感じです。恐らく定価的な数字を入れているのかなと、そんな感じはしますが、実際には、私どもが予算ではじいたのは約5,500万円という話で、今回実際の契約額が4,284万円でございますので、結果的には、パソコン系よりもすごく低くは落札できたのかなというふうに思っております。

以上です。

○9番 黒川勝好君

ですから、仕様を、必ずこういうふうにしてくださいと出して出すわけですから、こういうふざけた数字を出してくるところは、これからは指名は、入札に入れんようにしたって

らわんと。我々蟹江町としたって、必死にやっとするわけですよ。少しでも安く単価を下げ、今の話ではないですけども、99%、100%近いような落札ではいかんのですわ、本当は。もっとぐっと落とすやり方をしてもらわないかんわけですわ。けども、こういうふざけた、1億1,900万円とか8,400万円とか、倍以上、3倍ぐらいの値段を出してくるわけですよ。こういう業者に対しては、やはり町のほうもきちっとした態度を示してもらわんと、今後こんなふざけたことをやられたらあかんですよ。

前のやつもいろいろあるんですが、とりあえず10社はということは書いてあるわけですから、10社以上ということは決まりがあるんですから、数字を出す業者が、土俵の上にもまず10社乗ってもらわなあかんですよ。前のやつも、12社選んだはいいけれども、土俵に上がってくるのは4社ではないですか。それではやはり正確な、八百長相撲だと言われてもしょうがないですよ、これは。ですから、今後もうちょっと、町のほうも業者に対してきちっとした指導をしていただきたいと思います。

1つ、今回の落札率を教えてください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

予定価格からの落札率は80.63%という格好でなっています。

それから、先ほどの関係です。実は、今回指名競争入札でもっての入札でございますので、仕様自体は、要は、指名業者が決まった後に私どものほうから指名通知という格好で仕様書を送付して、それを中身を見ていただくと、そういう内容です。それが指名競争入札ですので、それを今回みたいな格好をなくそうとすると、要は、一般競争入札でもって事前にこういう仕様ですといういことで、すべて公表して、これに参加していただく業者はどうぞ手を挙げてくださいということであれば、それはそれで、多分すべての方が入札の金額を入れてもらったのかなという気がしますけれども、現在のやりかたですと、金額でもって一般競争入札、指名競争入札という格好でなっていますので、そのルールに従って私どもはやらさせていただきましたけれども、こういうギャップは当然ありますので。

ただ、これは私が言っていることかどうかわかりませんが、今回こういう金額で入っていた業者がいますので、通常ほかの指名競争入札等で実際にやる場合は、こうやって、入札して比較的高い金額を毎年入れているようなところについては、それは切っぴいこうという、そういう方針のもとで私ども指名審査会のほうもやっていたいようですので、今回については、こういうところは、当然そういうのはなくなっていくと、そういうふうを考えています。

○7番 小原喜一郎君

質問せずにおこうと思いましたがけれども、今の黒川議員の質問に対して、そのまま黙って質問を肯定するような答弁ではいかんと思うんです。あんた方は、例えば、高いほうの業者がどういう業者かというのは見てきているんですか。例えば、技術については他社から引っ

張ってこないかんような、そういう会社だったら高くなりますよ。あるいは、人夫賃も、LANの構築は結構人夫賃が要りますからね。そういう点でいうと、例えば、非正規の人たちを安く使っているような会社だったら安くつきますよ。そうではなくて、大手でもって、きちっと労働基準を守ってやってということになると人夫賃が高うつきますよ。そういう違いがあるかどうかを見定めて、こういうことがあるからこうなんですよという説明ができませんよ。全く不勉強ですよ、これは。そのまま黙って認めるようではだめですよ。そうじゃないですか。日常的にそういう点を厳しく点検する、そういうことがないといかんと思うんですよ。これは納得できかねるような答弁ですよ、それでは。要望だけ言いますけれども、今後はそういうところはちゃんと答弁できるようにしてください。

○議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成21年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時40分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

大原龍彦

10番 議員 菊地 久

11番 議員 吉田 正昭